

東広島市事業再構築促進サポート補助金の交付対象となるケース

手数料の発生の有無 支援業務を行う機関等	有	無
① 経営革新等支援機関 (商工会議所・商工会・金融機関など)	○ (交付対象)	× (交付対象外)
② 経営革新等支援機関が適当と認めた中小企業診断士等(※)	○ (交付対象)	× (交付対象外)
③ 上記①、②以外の者	× (交付対象外)	× (交付対象外)

※別紙「認定支援機関確認書」に基づき認定支援機関が認定

なお、上記②の経営革新等支援機関が適当と認めた者は、次のいずれかの基準を満たしている必要があります。

- 中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、技術士その他公的資格を有する者
- 会社などの管理者または技術者などとして10年以上の実務経験を有する者
- 経営診断、販路拡大、商品開発などの中小企業者の支援に3年以上の経験を有する者または当該分野において相応の実績を有すると認められた者
- 技能などに関する指導・教育機関に所属し、指導、教育、研究に5年以上の経験を有する者